

令和5年第2回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年3月13日(月)

開会時刻：10時00分 閉会時刻：10時35分

2. 早島町役場2階 第一会議室

3. 出席委員

1番 増田 利之

2番 安原 輝夫

3番 佐藤 周二

4番 林 正

6番 眞鍋 和崇

7番 佐藤 一義

8番 日笠 太(職務代理)

9番 原 勝

10番 澤田 晃始(会長)

推進委員 水畑 徳子

推進委員 齊藤 啓子

4. 欠席委員

5番 栗坂 一郎

5. 傍聴人数

1名

6. 議事日程

議案第3号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地使用貸借解約通知について

報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出について

7. 農業委員会事務局員

事務局長 安原 隆治

書記 杉本 和也

事務局長（安原 隆治君）

ただいまから令和５年第２回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員９名、欠席委員１名でありますので農業委員会等に関する法律第２７条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は澤田会長によりしくお願いいたします。

議長（澤田 晃始君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（澤田 晃始君）

それでは、議事録署名委員は、７番の佐藤 一義委員、８番の日笠 太君にお願いします。

【両委員了承】

議長（澤田 晃始君）

それでは、日程１の議案第３号 基盤強化法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

本日は傍聴人がいるため、関係者の名前はＡさんＢさんでお呼びします。

まず、議案書の１２ページを開いてください。報告第５号農地使用貸借解約通知についての番号１・２については、議案第３号番号１・２と関連する案件でありますので先にご報告をさせていただきます。報告第５号・番号１について、農地の所在は前潟字久々原●●●番、地目が田、面積が１，５１１㎡で、貸付人はＡさん（早島町早島●●●●番地 故・●● ●● 相続人 ●●●●）、借受人はＢさん（倉敷市茶屋町●●●●●番地●● ●● ●●）です。こちらは令和４年１２月２７日付で合意解約が成立したことの報告となっております。また番号２について、農地の所在は前潟字久々原●●●番、地目が田、面積が６５７㎡、前潟字久々原●●●番、地目が田、面積が１，５２２㎡、前潟字久々原●●●番、地目が田、面積が１，５４６㎡、前潟字久々原●●●番●、地目が田、面積が１，７３３㎡、前潟字久々原●●●番●、地目が田、

面積が873㎡、前潟字久々原●●●番●、地目が田、面積が874㎡、前潟字久々原●●●番●、地目が田、面積が1,171㎡で合計7筆、8,376㎡です。貸付人はAさん（倉敷市茶屋町●●●●●番地 ●● ●●）、借受人はBさん（倉敷市茶屋町●●●●●番地●● ●● ●●さん）で、番号1と同様に令和4年12月27日付で合意解約が成立しております。位置図は3ページになります。

引き続き2ページをご覧ください。議案第3号、基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてですが、番号1と番号2についてはただいまご報告いたしました農地8筆について借受人のBさん（倉敷市茶屋町●●●●●番地 ●● ●●）へ使用貸借権と賃貸借権を設定するものとなっております。権利の期間は令和5年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。位置図は同じ3ページです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を事務局からよろしく願います。

事務局（杉本 和也君）

本日は、4番 栗坂 一郎委員が欠席のため、栗坂委員に代わり事務局よりご報告いたします。現地確認は3月8日に行いました。場所はJRの線路の南、久々原駅から300mほど東になります。久々原のこの地域はBさんが多く借り受けられており、こちらについては新規で借りられることについて何ら問題はありませんという旨をお聞きしております。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

4番（林 正君）

これは本人同士で話をしているのか。

事務局（杉本 和也君）

そうです。報告第5号の解約の話があつて、結局作れないからBさんに作ってもらいたいということです。

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第3号・番号1と2については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第3号・番号1と2は承認されました。

続いて番号3、4を議題といたします。なお、議案第3号・番号3以降については、4番 林 正委員は利害関係人でありますので、林委員には一時退室を求めます。

【林委員退室】

議長（澤田 晃始君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書4ページをご覧ください。議案第3号・番号3と4については関連する案件でありますので、併せてご説明させていただきます。番号3について農地の所在は早島字畑岡●●●●番、地目が田、面積が1,985㎡、早島字中ノ坪●●●●番●、地目が田、面積が1,477㎡、早島字中ノ坪●●●●番●、地目が田、面積が1,700㎡で、合計3筆、5,162㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人がAさん（早島町早島●●●●番地 ●● ●●）、借受人がBさん（早島町早島●●●●番地 ● ●）となっております。利用権の期間は令和5年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。位置図は5ページです。続いて番号4について、農地の所在は早島字田中城●●●●番●、地目が田、面積が601㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人がAさん（早島町早島●●●●番地● ●● ●●）、借受人がBさん（早島町早島●●●●番地 ● ●）となっており、こちらについても利用権の期間は令和5年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番 佐藤 一義委員からよろしくをお願いします。

7 番（佐藤 一義君）

3 月 9 日に現地確認を行いました。場所は●●●●の西側に 2 筆と、南側に 1 筆、合計 3 筆ありまして、きれいに耕作されており、問題はないと思います。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第 3 号・番号 3 と 4 については承認したいと
思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第 3 号・番号 3 と 4 は承認されました。
続いて番号 5、6 を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書 6 ページを開いてください。番号 5、6 についても同じ B さんへの貸付でありますので、併せてご説明させていただきます。番号 5 について、農地の所在は前潟字十町分●●●●番●、地目が田、面積が 2, 1 2 1 m²、利用権の種類は使用貸借権で、貸付人が A さん（早島町早島●●●●番地 ●● ●●）、借受人が B さん（早島町早島●●●●番地 ● ●）となっております。利用権の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとなっております、位置図は 7 ページです。また番号 6 について、農地の所在は前潟字久々原●●●●番●、地目が田、面積が 2, 3 2 2 m²、前潟字久々原●●●●番●、地目が田、面積が 1, 2 5 2 m²、前潟字久々原●●●●番●、地目が田、面積が 1, 4 2 8 m²、前潟字久々原●●●●番●、地目が田、面積が 2 0 8 m²で、合計 4 筆、

5, 210 m²です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人はAさん（早島町前潟●●●番地 ●● ●●）、借受人はBさん（早島町早島●●●●番地 ●●）となっております。こちらについても利用権の期間は令和5年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。位置図は8ページになります。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 原 勝委員からよろしくお願いします。

9番（原 勝君）

3月8日に現地確認を行いました。昨年までBさんがされていて、よく管理されていました。周りも問題はないようです。報告は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第3号・番号5と6については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第3号・番号5と6は承認されました。ここで林委員の入室を認めます。

【林委員入室】

議長（澤田 晃始君）

続きまして、日程２の議案第４号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書９ページをご覧ください。議案第４号 農地法第５条の規定による許可申請についてですが、まず番号１について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が５５８㎡で農地区分は第３種、前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が６４３㎡で農地区分は第３種、前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が１８５㎡で農地区分は第３種、前潟字四ノ割●●●番、地目が田、面積が１，１３８㎡で農地区分は第３種で合計４筆、２，５２４㎡です。譲渡人はＡさん（早島町前潟●●番地 ●● ●●●）、譲受人がＢさん（倉敷市●●●番●●号 医療法人 ●●● 理事長 ●● ●●）となっております。転用目的は診療所で、転用事由についてですが、Ｂさんが経営される病院の中間に位置する申請地に透析診療所を建設するものです。位置図は１０ページです。なお、こちらについては同時申請中の開発許可申請と同日付で許可となりますことを申し添えます。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を９番 原 勝委員からよろしくお願ひします。

９番（原 勝君）

３月８日に現地確認を行いました。場所は役場の西側の駐車場の南になります。別段周りの影響もないし、問題はないと思います。報告は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

６番（眞鍋 和崇君）

開発で発生する建築資材等を一時的に保管する場所は、敷地内で確保できるのか、または別の場所に確保されていて周辺に影響はないのか教えていただけますか。

事務局（杉本 和也君）

今のところ、周辺の農地で仮設置き場にしたいとか、一時転用の相談は受け

ていません。この開発地の中で完結させるものと思っています。もしそういった相談があれば、農業委員会へ一時転用を申請させ、周辺に影響のないことを確認したうえで許可することとなります。

4 番（林 正君）

ここも南手が川に面しています。今建設されている保育園は擁壁で川の護岸をするような設計になっていますが、ここはどうなのでしょう。

事務局（杉本 和也君）

こちらについては開発区域の東側と南側が水路に隣接しており、両方に L 型擁壁が設定される計画となっております。

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

3 番（佐藤 周二君）

転用の予定地辺りを何年か先に駅前バイパスの計画の構想があるはずですが、それとの整合性はどうなのでしょう。まだ路線ははっきりしていないと思いますが、あの辺だということは分かるのですが。

事務局（杉本 和也君）

駅前バイパス線については、今回の申請地にはかからないようになっていて、申請地のすぐ北側にある役場の駐車場を通る計画になっています。

3 番（佐藤 周二君）

大丈夫ということですか。

事務局長（安原 隆治君）

駅前バイパス線の事業化にあたって支障となるというような状況ではありません。

3 番（佐藤 周二君）

わかりました。

議長（澤田 晃始君）

他にありませんか。

【意見なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第4号・番号1については許可相当としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田晃始君）

ないようでありますので、議案第4号・番号1については許可相当と決定されました。

続いて番号2を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書9ページを開いてください。議案第4号番号2について、権利の種類は使用貸借権の設定です。農地の所在は早島字小山辺●●●●番●、地目が田、面積が1, 159㎡のうち770㎡です。農地区分は第1種農地になります。貸付人がAさん（早島町早島●●●●番地 ●● ●●）、借受人がBさん（備前市●●●●●●番地● ●●●●●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●）です。こちらは一時転用の申請であり、露天資材置き場が転用目的となっております。転用事由については、岡山市大内田内で運送事業を営む会社（●●●●●●株式会社）の改築工事を行っており、発生する建設発生土を仮置きするため、申請地を露天資材置場として一時転用したいとのことです。転用期間は令和5年3月16日から令和5年5月31日までとなっております、位置図は11ページです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番 増田 利行委員からよろしくをお願いします。

1番（増田 利行君）

3月8日に現地確認を行いました。場所は●●●●の南側になります。農業用倉庫がありましたが現在は撤去されております。申請地周辺の状況は、耕作放棄地となっており、南側には道路を挟んで水路があります。改修工事発生の建設発生土の仮置きについてはシートを掛けられるとのことで、周辺に粉塵の飛散はないと思われます。この地域は地区計画を決定している地区であり、申請地の南側は事業者による2回目の近隣説明会が3月3日に行われました。今後この地域は開発されてくると思います。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6 番（眞鍋 和崇君）

当該地ですが、これは以前農地転用で使用権の指定がかかっているが、以前議案が出ていたと思うが。

事務局（杉本 和也君）

眞鍋さんのおっしゃる通りで、令和４年９月に今回の申請地のすぐ北側側の農地を一時転用していて、これも同じ大内田の運送会社の改築工事で、その時はその運送会社の車両置き場が転用目的でした。今回は工事で発生する残土の仮置き場として一時転用するものです。

6 番（眞鍋 和崇君）

当該地は初めてということですか。

事務局（杉本 和也君）

当該地は今回が初めてです。

6 番（眞鍋 和崇君）

わかりました。

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第４号・番号２については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第４号・番号２については許可されました。

続いて、報告第６号 農地法第３条の３の規定による届け出について 事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書の13ページを開いてください。報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出についてですが、番号1について、農地の所在は早島字後坂●●●●番、地目が田、面積が893㎡、早島字後坂●●●●番●、地目が田、面積が746㎡、合計2筆、1,639㎡です。こちらについてはAさん（早島町早島5066番地 ●● ●）から相続によりBさん（早島町早島●●●●番地 ●● ●）が所有権を取得したことによる届出となっております。位置図は14ページにです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して、質疑・意見などありませんか。

【質疑、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、以上で報告第6号を終わります。

それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（杉本 和也君）

議案書の15ページをご覧ください。次回の農業委員会は令和5年4月11日10時を予定しております。場所は今日と同じ第一会議室と予定しております。議案書を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（澤田晃始君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和5年第2回早島町農業委員会を閉会いたします。